

市内一斉清掃のお願い

みなさんできれいな住みよいまちづくりを進めるため、市内一斉清掃（ボランティア美化清掃）を実施します。ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 日 時

令和8年6月7日（日）午前8時から1時間程度（小雨決行）

※6月14日（日）に順延する場合は、6月7日（日）午前7時30分に防災無線で放送します。

2. 清掃方法

- ①道路、公園、河川等に散乱しているごみを、「燃やすごみ（紙類、草、枝、プラスチック類等）」・「破碎ごみ（金属が含まれている複合物等）」・「ビン」・「缶」の4種類に分けて集めてください。（汚れのひどい「ビン」・「缶」は「燃やすごみ」へ）
- ②ごみを集める袋は、どんな袋でも構いません。 指定のボランティア袋を使用する場合は、5月29日（金）までに、市役所本庁舎環境課、駅北庁舎市民課または地区事務所、高田郵便局、市之倉郵便局で代表者の方がお受け取りください。大量（概ね500枚以上）に必要な場合は、事前に受け取り場所に在庫を確認してください。※ボランティア袋は節約して使ってください。ボランティア袋は、家庭ごみや事業系ごみには使えません。
- ③木や草は袋へ入れるか、1m以下（直径が15cmを超えるものについては30cm以下）に切って、回収しやすいよう紐等で2箇所以上を縛ってください。

3. 収集方法

- ①ごみは各区で決められたごみ集積場所（裏面の「一覧表」参照）に、必ず当日午前9時までに 出してください（ごみ集積場所以外に出されたごみや午前9時以降に出されたごみは、回収できません）。
- ②土砂回収は、事前に道路河川課へ連絡し、打ち合わせしてください。（回収は翌日以降です。）

4. 留意事項

- ①家庭から出たごみ（庭の草、生垣の剪定木等）は、ごみ集積場所に出さないでください。
- ②市内一斉清掃で回収したごみに限り、当日午前9時から正午まで、三の倉センターに直接持ち込むこともできます。
- ③草刈鎌を使用される場合は、けがをしないように手袋等をはめて作業を行ってください。また、草刈機は、石等が飛ばないように周囲の安全確認をし、安全対策を講じて作業をしてください。
- ④保険に加入しています。けがをされた場合、当日は三の倉センター、翌日以降は環境課まで連絡してください。※保険対象は本人のけがのみです。対人や対物に対する賠償責任は対象外です。ご注意ください。

5. 当日の連絡先

三の倉センター 23-1103

《問い合わせ・連絡先》

（市内一斉清掃全般）環境課 22-1580

（ごみの回収）三の倉センター 23-1103

（土砂の回収）道路河川課 22-1279